

関与先 各位



【新型コロナウイルス対策】
「持続化給付金」の申請要領が公開されました！
- 法人は最大200万円・個人事業者は最大100万円を給付 -

経済産業省から、「持続化給付金」申請受付に関する情報が公表されました。「持続化給付金」は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上の減少、営業自粛等により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧とするため、一定の条件の下、事業全般に広く使える給付金を支給するものです。4月30日を予定している令和2年度補正予算の成立の翌日から、電子申請が開始される見込みです。申請に必要な書類は「4. 必要書類」に記載しています。複数の書類を添付する必要がありますのでご注意ください。

1. 「持続化給付金」の概要

出典：経済産業省「持続化給付金に関するお知らせ(速報版)」
経済産業省「持続化給付金申請要領(申請のガイダンス)中小法人等向け(速報版)」
経済産業省「持続化給付金申請要領(申請のガイダンス)個人事業者等向け(速報版)」

(1) 給付額(上限)

法人：200万円、個人事業者：100万円

(2) 給付対象者の主な条件

2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月(対象月)が存在する事業者が支給対象となります。「対象月」は、2020年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択できます。

以下に掲げるいずれかに該当しないこと。

(国、公共法人、「性風俗関連特殊営業」および当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者、政治団体、宗教上の組織若しくは団体)

一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

(3) 申請方法

持続化給付金の申請用ホームページへアクセスし、申請内容の入力、必要書類の添付等を行い、電子申請します。確定申告書類や売上減少となった月の売上台帳等の写し、通帳の写し等の添付が必要となります。

(4) 給付金の支給

申請後、通常2週間程度で給付通知書が発送され、登録した口座に入金される予定です。

(5) 申請期間(予定) 電子申請にて送信します。

令和2年度補正予算の成立の翌日から、令和3年1月15日(金)24時まで

(6) 相談ダイヤル

中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183(平日・休日9:00~19:00)

(7) 詳細は「下記3. 持続化給付金申請要領(抜粋)」をご確認ください。

2. イワタックスとしての対応

- (1)申請は原則電子申請となります。(代理申請不可。各自で申請していただくことになります。)
令和2年度補正予算成立後の翌日より「持続化給付金ホームページ」へアクセス(スマホ可)
- (2)別紙のとおり、確定申告書等が添付書類として必要となります。
- (3)給付額の計算の方法や対象月の考え方も一律ではありませんので、給付申請の可能性のある方は、一度担当者へ連絡ください。

3. 持続化給付金申請要領(抜粋)

持続化給付金 概要		
詳細は「持続化給付金申請要領(中小法人向け・個人事業者向け)(速報版)」をご確認ください		
	法人	個人事業者
	200万円	100万円
給付額(上限)	昨年1年間の売上からの減少分を上限。 売上減少分の計算方法 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比 50%月の売上げ×12ヵ月) 詳細や特例については、申請要領をご確認ください	
給付対象の 主な要件	2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月(対象月)が存在する事業者。 対象月 は、2020年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、 ひと月を申請者が任意に選択 。 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。 以下に掲げるいずれかに該当しないこと。 (国、公共法人、「性風俗関連特殊営業」および当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者、政治団体、宗教上の組織若しくは団体) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満 または 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下	
申請方法 (Web申請が基本) スマホで 申請可能	持続化給付金の申請用ホームページへアクセス [申請]ボタンを押して、メールアドレスなどを入力[仮登録] 入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認。 届いたメールから[本登録]を実施。 ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます。申請内容を入力します。 基本情報 : 法人・個人の基本事項と連絡先等を入力 売上額 : 【法人】申請日の属する事業年度の直前の事業年度の事業収入 【個人】2019年の事業収入 入力すると申請金額が自動計算 売上減少額 : 対象月の月間事業収入 口座情報 : 【通帳の写し】をアップロード 必要書類 を添付(「4. 必要書類」を参照ください) 2019年の確定申告書類 売上減少となった月(対象月)の売上台帳等の写し 通帳の写し 身分証明書の写し(個人事業者の場合) スマホ利用の場合、写メでもOK 申請 持続化給付金事務局で申請内容を確認 通常 2週間程度 で給付通知書を発送/登録の口座に入金	
申請期間	令和2年度補正予算の成立翌日から令和3年1月15日(金)24時まで(電子申請の送信)	
相談ダイヤル	中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183(平日・休日9:00~19:00) 予算成立後、持続化給付金コールセンターが開設される予定です。	

4 . 必要書類

電子申請にあたり、以下の必要書類一式をあらかじめPDF化等にして、すぐに送付できるように準備を行っておくことをお勧めいたします。

必要書類 「証拠書類等」	法人	個人事業者
確定申告書類	申請日の属する事業年度の直前の 事業年度の確定申告書別表一の控え 法人事業概況説明書の控え	【青色申告】 2019年分の確定申告書第一表の控え 所得税青色決算書の控え 【白色申告】 2019年分の確定申告書第一表の控え 収支内訳書の控え
対象月の月間事業 収入がわかるもの	売上台帳、帳面、その他の申請日の属 する事業年度の確定申告の基礎となる 書類	売上台帳、帳面、その他の2020年分の確定 申告の基礎となる書類
通帳の写し	法人名義の振込先口座の通帳の写し	申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
本人確認書類		運転免許証(両面) 返納している場合、運転経歴証明書 個人番号カード(表面のみ) 写真付きの住民基本台帳カード 在留カード、特別永住者証明書、 外国人登録証明書 (在留の資格が特別永住者のもの) 住民票の控え及びパスポート 住民票の控え及び各種健康保険証
その他	事務局が必要と認める書類	事務局が必要と認める書類

詳細は「持続化給付金申請要領(中小法人向け・個人事業者向け)(速報版)」をご確認ください。

以上